

議案第12号

箱根町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例
の制定について

箱根町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成30年2月21日提出

箱根町町 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町総合保健福祉センター使用料の徴収について、現行条例の一
部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

箱根町総合保健福祉センター条例（平成13年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前払使用券」を「回数券」に、「3か月定期使用券」を「2か月定期使用券」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の箱根町総合保健福祉センター条例第5条第3項の規定に基づき発行された定期使用券でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。